

平成23年3月17日

平成23年東北地方太平洋沖地震における 計画停電に対する相武国道事務所の取り組みについて

平成23年東北地方太平洋沖地震による、発電所の被害により東京電力(株)が実施する計画停電をうけて、相武国道事務所管内では、当面の間、以下の対応を実施します。

1. 節電対応

相武国道事務所管内の国道16号及び国道20号の101.9kmにおいて、以下の節電を実施します。

①歩道照明

○全てを消灯

②トンネル・アンダー一部照明

○約半分を消灯

③車道照明

○交差点部及びカーブの多い山間部(高尾山駅入口付近から山梨県境まで)を除く全ての照明を順次消灯

平成23年3月14日(月)より順次実施しています。

2. 計画停電対応

計画停電に伴う道路施設の安全対策として以下の内容を実施します。

①トンネル・アンダー部については、「停電のおそれ」がある旨の注意喚起看板を設置します。なお、トンネル延長が長い国道20号浅川トンネルは、非常用発電機による照明点灯を実施します。

②交差点部については、「停電のおそれ」がある旨の注意喚起看板を設置します。

③地下歩道については、「停電のおそれ」がある旨の注意喚起看板及び発電機による誘導灯の点灯・誘導員を配置します。

ドライバーの方は、トンネル内でのライト点灯、及び夕方早めのライト点灯をお願い致します。

皆様のご理解とご協力をお願い致します。